工厂用品级加级心	聚去規約 利印对照衣
改正後	現 行
江戸川左岸圏域流域懇談会規約	江戸川左岸圏域流域懇談会規約
(名称)	(名称)
第1条 本会は、江戸川左岸圏域流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称す	第1条 本会は、江戸川左岸圏域流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称す
る。	る。
(目的)	(目的)
第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に	第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に
規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利	規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づ
用者、関係住民及び関係市長の意見を聴く場として設置するものである。	<u>く河川事業実施のための事業評価等を行うときに、</u> 学識経験者、河川利用
なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機	者、関係住民及び関係市長の意見を聴く場として設置するものである。
関の性質を有しない。	河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。
(懇談会及び座長の職務)	(懇談会及び座長の職務)
第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関	第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関
係市長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。	係市長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。
2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くこ	2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くこ
とができる。	とができる。
3 委員及び顧問は、千葉県知事が <u>依頼</u> する。	3 委員及び顧問は、千葉県知事が <u>委嘱</u> する。
4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を	4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を
行う。	行う。
5 座長は、会務を総括する。	5 座長は、会務を総括する。
6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を	6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を
代行する。	代行する。
7 顧問は、懇談会の要請に応じて、必要な助言を行う。	7 顧問は、懇談会の要請に応じて、必要な助言を行う。
第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。 2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。 3 委員及び顧問は、千葉県知事が <u>依頼</u> する。 4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。 5 座長は、会務を総括する。 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。	第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び係市長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。 2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くとができる。 3 委員及び顧問は、千葉県知事が <u>委嘱</u> する。 4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務行う。 5 座長は、会務を総括する。 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務代行する。

- 8 委員及び顧問の任期は<u>原則として依頼を承諾した日から当該年度末ま</u>でとし、再任を妨げない。
- 9 (削除)

(地域懇談会)

第4条 地域性の高い事項について、きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、懇談会の承認を得て地域懇談会を設置することができるものとする。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、<u>千葉県知事を代行し、</u>千葉県県土整備部河川整備課長又は千葉県東葛飾土木事務所長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県県土整備部河川整備課及び千葉県東葛飾 土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

- 第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は<u>千</u> 葉県知事が定める。
- 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則)
 - この規約は、 平成14年3月19日から施行する。
 - この規約は、平成16年3月18日から施行する。
 - この規約は、 平成18年2月22日から施行する。
 - この規約は、 平成21年1月23日から施行する。

- 8 委員及び顧問の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。 なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期 は前任者の残任期間とする。
- 9 <u>座長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議</u> 結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。

(地域懇談会)

第4条 地域性の高い事項について、きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、懇談会の承認を得て地域懇談会を設置することができるものとする。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、<u>座長又は千葉県知事を代行し、</u>千葉県県土整備部河川整備課長又は千葉県東葛飾土木事務所長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県県土整備部河川整備課及び千葉県東葛飾 十木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

- 第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は<u>懇</u> <u>談会</u>が定める。
- 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則)
 - この規約は、 平成14年3月19日から施行する。
 - この規約は、平成16年3月18日から施行する。
 - この規約は、 平成18年2月22日から施行する。
 - この規約は、 平成21年1月23日から施行する。

この規約は、 平成24年4月1日から施行する。 この規約は、 平成26年4月1日から施行する。 この規約は、 平成24年4月1日から施行する。

別表

	区分	人数
委 員	学識経験者	5名以内
	河川利用者	4名以内
	関 係 住 民	13名以内
	関係 市長	8名以内
	合 計	3 0名以内
	顧問	1名

別表

	区 分	人数
委 員	学 識 経 験 者	5名以内
	河川利用者	4名以内
	関 係 住 民	13名以内
	関係 市長	8名以内
	合 計	3 0 名以内
	顧問	1名